

1 第3章 2050年目標

2
3 長崎県における生物多様性の危機の現状と課題を踏まえ、長期目標として「2050
4 年目標」を掲げます。

5 2050年目標の達成を通じて、ながさきの恵み豊かな生物多様性の保全とその持続
6 可能な利用を基礎とした活力あふれる地域づくりを進め、『いきものと人々がにぎわう
7 「ながさきの未来環境」』の実現を目指します。

10 2050年目標

11 I 県民すべてが生物多様性の重要性を認識し、意思決定や行動に
12 反映されている社会
13 (生物多様性保全と持続可能な利用がライフスタイルに浸透している社会)

14
15 暮らしや社会の中で、生物多様性について「考え」、「意識し」、「行動へつなげていく」
16 ことが重要です。

17 生物多様性に関する広報や普及啓発を進めるとともに、生物多様性の恵みにふれる機
18 会(美しい自然を楽しむ、おいしく新鮮な食材を味わう、地域の風習に接するなど)を
19 より多く持てるよう努めることにより、県民すべてが生物多様性の重要性を認識し、そ
20 れぞれの意思決定や行動に反映されている社会を目指します。

21
22 また、生物多様性の保全と持続可能な利用は、様々な主体(個人、企業、団体、行政
23 など)の取組や活動と密接に関わっており、それぞれの主体には責任ある行動が求めら
24 れています。つまり、それぞれの立場で、環境への適切な配慮や優れた自然環境の保全、
25 希少な動植物の保護管理、生物多様性の恵みの持続可能な利用を進めていく必要があります。
26 そのため、生物多様性に配慮した取組の基礎となる情報の収集・整備や様々な主
27 体に応じた情報の提供、多様な主体の連携・協働を可能とするための仕組みづくりを通
28 じて、生物多様性に配慮した取組の輪を広げていきます。

2050年目標

Ⅱ 種の絶滅がなく、多様な生態系の保全・再生が図られ、生物多様性の恵みを持続的に享受できる自然環境が確保されている社会

生命が地球に誕生して以来、今日までに、何度も大量の生物種の絶滅の歴史があったと言われていたが、現在の種の絶滅スピードはこれまでになく急速で、その原因は広く人間活動にあると言われています。

キタタキ、トキ、カワウソのように、明治以降、長崎県から姿を消していった生物種も少なくありません。

私たちの今後の取組により、現存する生物種を保護することは可能ですが、既に失われた種をよみがえらせることはできません。

「種の多様性」は生物多様性の保全状況を示す最も基本的な指標といわれています。絶滅のおそれのある種を保護するための取組を積極的に進め、長崎県においてこれ以上1つの種も絶滅させないことを目指します。

種の多様性を保全するためには、種が生息・生育する自然環境の多様性、つまり生態系の多様性を保全することが大切です。

県内には、海洋、砂浜、干潟、森林、里地里山、河川など様々な生態系があり、美しい自然の景観が残されています。一方、森林ではニホンジカによる食害が生じており、里地里山では人の関与が少なくなったことで荒廃が進んでいます。また、里海では藻場が衰退・消失する「磯焼け」が確認されています。このため、それぞれの生態系の特性や生態系間のつながりを意識した取組を進め、多様な生態系の保全・再生を目指します。

「種の多様性」や「生態系の多様性」の保全・再生を通じて、生物多様性の恵みを持続的に享受できる自然環境が確保されている社会を目指します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

2050年目標

Ⅲ 地域資源の持続可能な活用により、地域が賑わい、人と自然が共生している社会

私たちの暮らしは、生物多様性から得られる多くの恵みによって支えられています。その恵みを将来にわたって享受していくためには、生きものや生態系が自らの力で再生可能な範囲でその恵みを利用する「持続可能な利用」が必要です。

生物多様性がもたらす恵みには、豊かな自然環境だけでなく、その地域で培われてきた様々な食文化や伝統芸能などの地域資源が含まれています。各地域において自立・分散型の社会を構築するためにも、地域資源を持続可能な形で上手に活用し、環境と経済の好循環による地域活性化につなげていくことが重要です。

各種ツーリズムの促進や地域資源を生かした商品・サービスの開発、普及などの取組を進め、それぞれの地域で地域資源を持続的に活用する産業が育つことにより、地域が賑わい、人と自然が共生している社会を目指します。

1 第4章 行動目標（2025年目標）

2

3 2050年目標の達成に向けて、令和7（2025）年度までに重点的に取り組む
4 べき行動の方向性を「行動目標」として掲げます。

5

6

7 **行動目標1：生物多様性の重要性についての県民の理解を深め、行動に**
8 **つなげていく（生物多様性の主流化を推進する）**

9

10 **（1）自然への関心を高め、生物多様性の重要性の理解を深める**

11 生物多様性への県民の理解を深め、行動へとつなげていくためには、生物多様性
12 と私たちの暮らしとの関係を知り、身近な問題として感じてもらうことが重要です。

13 そのため、生物多様性に関する普及啓発や教育・学習の充実（義務教育段階での
14 小中学校の総合学習や公民館講座など）、自然とのふれあいの機会と場の提供などの
15 取組を進めます。

16

17 **（2）多様な主体による生物多様性に配慮した取組を推進する**

18 多様な主体による生物多様性に配慮した取組を推進するため、生物多様性に配慮
19 した消費行動の推奨、多様な主体による保全活動などの推進（新たな主体の創出、
20 連携協働の促進、人材育成や活用、活動支援など）、生物多様性に配慮した公共工事
21 等の推進による行政施策への生物多様性の浸透などを進めます。

22

23

24 **行動目標2：自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する**

25

26 **（1）地理的・地史的特性を反映した長崎県の個性（種や生態系）を守る**

27 長崎県は日本列島の西端に位置し、大陸に近く、対馬暖流は南から北へ流れてい
28 ることから、大陸起源の動植物や、渡り鳥などの国境を越えて行き来する動物、分
29 布限界にあたる南方系や北方系の動植物など、地理的・地史的特性を反映した生態
30 系や生物種が数多く見られます。また、大小約600の島々を有しており、海岸線
31 が長く、閉鎖性海域の大村湾をはじめとしたあらゆるタイプの海域があります。

32 これらの長崎県ならではの特徴である生物多様性を保全するため、自然環境の監
33 視、種の保護・生態系の保全のための取組を強化します。水環境や漂流・漂着ごみ、
34 地球温暖化対策などの取組を進めます。

35

1 (2) 希少野生動植物種などを保護する

2 ツシマヤマネコなどの希少野生動植物を保護するため、保護増殖事業の実施や希
3 少種の捕獲・採取に関する規制の取組を進めます。

4
5 (3) 重要地域を核として、様々な生態系の保全、回復を図り、生態系ネットワーク
6 の形成を進める

7 県土面積の約18%を占める自然公園などの重要地域の保全を核として、森林生
8 態系、農地生態系、都市生態系、陸水生態系、沿岸・海洋生態系、島しょ生態系な
9 ど長崎県の様々な生態系の保全・回復を図り、生態系ネットワークの形成に向けた
10 取組を推進します。

11
12
13 行動目標3：人により持ち込まれた外来種等の侵入や定着・拡散を防止する
14

15 (1) 外来種（国外・国内由来外来種）などに関する理解を深め、放出防止を図る

16 外来種の対策を進めるには、県民一人ひとりが外来種による生態系への影響やそ
17 の対策について正しい理解や知識を持つことが重要です。そのために、外来種の被
18 害防止3原則（入れない、捨てない、拡げない）などの普及啓発や、外来種の分布
19 や影響についての情報の共有化を進めます。

20 また、飼養されている愛玩動物や家畜などの適正管理と逸脱防止を推進します。

21
22 (2) 外来種などの侵入・定着・拡散による生態系などへの被害発生を回避する

23 外来種の侵入・定着を未然に防ぐため、県民も含めた監視体制の強化を図り、
24 早期発見に努めます。また、侵入・定着が確認された外来種は、関係機関や地元市
25 町、地域住民と連携して、効率的・効果的な防除に努めます。

1
2 **行動目標4：人とふるさとの自然とのつながりを回復し、多様な地域資源の**
3 **活用を進める**
4

5 **(1) 人口減少や少子高齢化を踏まえ、里地里山などの保全を図る**

6 長崎県の島しょ部や中山間地域では、急激に人口減少や高齢化が進んでおり、自
7 然と人間とのかかわりの中で維持されてきた里地里山や里海の二次的自然が荒廃し
8 つつあります。そのため、里地里山での保全活動（周辺林地の草刈や生物の保護な
9 どの多面的機能を増進する活動）の支援、地域を維持するための取組（荒廃農地の
10 発生防止や担い手育成など）を進めます。

11
12 **(2) 野生鳥獣などの適正な管理を図る**

13 生息数の増加や生息域の拡大が見られるイノシシやニホンジカなどの野生鳥獣
14 について、農林業被害や生態系被害を防止するため、環境改善や防護、効果的な捕
15 獲を組合せた総合的な対策の推進により適正な管理を図ります。

16
17 **(3) 生物多様性に配慮した生産活動の推進を図る**

18 農地などにおいて健全な生態系を維持するためには、生物多様性に配慮した生産
19 活動が行われることが重要です。また、生物多様性が有する価値を可視化すること
20 により、新たな経済価値が生まれ、環境と経済の好循環をもたらす可能性があります。
21

22 そのため、生物多様性に配慮した生産活動（自然環境に配慮した農業、森林・水
23 産資源の適切な利用・管理など）を推進します。また、生物多様性に配慮した生産
24 物の付加価値化（エコラベルなど）を推進します。

25
26 **(4) 地域資源を活用した産業を育てる**

27 生物多様性を活用した魅力あふれる地域づくりを進めるため、生物多様性の恵み
28 によって支えられた地域資源（地域で培われてきた様々な食文化、伝統芸能など）
29 を活用したエコツーリズムやグリーンツーリズムなどを促進するとともに、バイオ
30 マス資源や温泉を生かした商品・サービスの開発の取組を進めます。これらの取組
31 を通じて、雇用創出や製品の販売促進など地域産業の育成を図ります。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13

行動目標5：生物多様性に関する基礎データの収集・整備を進める

生物多様性の現状や変化を的確に把握することが不可欠であり、科学的データをもとに予防的かつ順応的な態度に基づく取組を進めていくことが重要です。そのため、希少な野生動植物や重要な生態系の動向をはじめとした生物多様性に関する基礎情報の収集を進めます。また、情報を施策に活用するためのデータベースの構築などを進めるとともに、県民の生物多様性の重要性の理解や保全活動への参画促進のため、主体に応じた情報の提供を進めます。

県戦略の目標と方向性

